

## 【中頓別町】休業協力・感染リスク低減支援金 募集要項

### ■趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、店舗の休業や営業時間の短縮と、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者の方を対象に支援金を給付いたします。

### ■支給額

	対 象	北海道 給付金額	中頓別町 給付金額
①	・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	30万円	給付 対象外
②	・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主	20万円	10万円
③	・酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者	10万円	20万円
④	・酒類の提供がない飲食店で、営業の休止、営業時間の短縮など感染症防止策を実施した事業者	給付 対象外	30万円
⑤	・飲食店以外で減収が認められる又は感染症防止対策を実施した商工業者	給付 対象外	10万円

※北海道給付金については北海道への申請となりますので要綱をご参照ください。

### ■中頓別町への申請概要

#### 【対象】

- ・酒類の提供がある飲食店で19時以降の酒類の提供を取りやめた事業者
- ・酒類の提供がない飲食店で営業時間の短縮など感染症防止対策を実施した事業者
- ・飲食店以外で減収が認められる又は感染症防止対策を実施した商工業者

#### 【受付期間】

令和2年5月8日（金）から同年7月31日（金）まで

#### 【申請書の提出】

提出方法 郵送（※感染症拡大防止のため、可能な限り郵送で提出してください。）

提出先 〒098-5551 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6

中頓別町役場 産業課観光まちづくり推進室

#### 【問い合わせ先】

中頓別町役場 産業課観光まちづくり推進室 電話 6-1111

受付時間 8時30分 から 17時15分 まで

## 中頓別町への申請について

### 1 支援金の概要

中頓別町では、北海道の休業要請等によらない「酒類を提供しない飲食店」及び「飲食店以外で減収が認められる又は感染症防止対策を実施した商工業者」で休業や営業時間の短縮など感染防止対策の協力を行っていただく事業者を対象に中頓別町独自で給付金を給付いたします。

### 2 申請要件

本支援金の申請要件は、次の要件を満たすもの（飲食店は（１）から（３）、その他商工業者は（３）又は（４））

（１）中頓別町内で対象施設を管理する法人又は個人事業者

※町内に対象施設があれば町外に本社がある法人であっても支給対象となります。

※複数の施設を管理している事業者は全ての施設で取組み行うことが必要です。

（２）飲食店のうち酒類の提供を行っていない施設は、令和２年４月２４日（金）時点で

次の対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を管理している方

※酒類の提供を行っており従来から１９時以降の営業を行っていない飲食店を含む。

（３）休業要請期間（４月２５日（土）から）の全ての期間において、感染症防止対策に取り組むこと。仮に、休業等の要請期間が延長になった場合は、当該要請期間が終了するまで継続していただきます。

（４）飲食店以外の商工業者で北海道の緊急事態措置以前に開業し、現に事業の実態がある事業者のうち減収が認められる、又は（３）に掲げる感染症防止対策に取り組む者

### 3 感染症防止対策及び減収の範囲

#### 【感染症防止対策】

以下の（１）及び（２）の取組みを行う事業者。飲食店以外は（２）。

（１）休業・営業時間の短縮等（いずれか一つ）

①休業

②夜間営業の自粛（２０時から５時までの営業の自粛）

③営業時間の短縮（２時間以上の短縮）

④イートインの中止（イートインサービスを取りやめテイクアウト・デリバリーのみによる営業を行うなど）

⑤店舗の座席レイアウトの変更（席数減によるソーシャルディスタンスへの配慮）

（２）施設運営のきめ細やかな取組み（いずれか一つ）

①３つの密（密閉・密集・密接）の防止 ⇒ 換気や行列間隔の工夫など

②飛沫感染・接触感染の防止 ⇒ 従業員のマスク着用など

③移動時の感染の抑止 ⇒ 時差出勤や在宅勤務など

④発熱者の施設への入場防止 ⇒ 従業員・来訪者の検温、体調確認など

※（２）の①～④については、要請期間終了後も継続した取組をお願いいたします。

## 【減収の範囲】

前年同月（同期）比で10%以上の減収

### 4 申請手続き等

#### (1) 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

##### ①中頓別町ホームページからダウンロード

※トップページ「新型コロナウイルス」から開く「事業者のみなさまへの支援策」内

##### ②中頓別町役場産業課窓口

#### (2) 申請書類の提出

「別表1」で規定する申請書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却は致しません。

#### (3) 申請受付期間及び受付方法

##### ①申請受付期間

令和2年5月8日（金）から同年7月31日（金）まで

##### ②申請受付方法

- ・郵送（簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡が可能かつ配達時に受け取りが確認できる方法）で郵送してください。

※感染症拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。

宛先 〒098-5551 枝幸郡中頓別町字中頓別172-6

中頓別町役場 産業課観光まちづくり推進室

### 5 支給の決定等

申請書類を審査の上、本支援金の支給に関する決定を通知いたします。なお、審査の内容に関して不明な点については内容を確認させていただくことがあります。

### 6 その他

- ・本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消し、支給された支援金は返金となります。
- ・本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて対象施設の休業等の取り組みに係る実施状況や対象施設の運営等の再開状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- ・申請書類に記載された情報を公的機関（保健所等）に提供する場合があります。
- ・申請書類の提出後、休業等の要請期間内にやむをえず対象施設の営業再開（対象施設の一部の再開を含む）や営業時間の短縮中止を行う場合には、中頓別町産業課観光まちづくり推進室に連絡してください。

申請書類について

- (1) 中頓別町「休業協力・感染リスク低減支援金」申請書(別紙1) <全申請者共通>
- (2) 営業の実態が確認できるもの<全申請者共通>
  - 【法人の場合】
    - ・直近の税務申告書の写し(税務署の受付印のある「別表一」の控えの写し。)
  - 【個人事業主の場合】
    - ・確定申告書の写し(税務署の受付印のある「第一表」の受信通知の写し。個人番号を塗りつぶしたもの)
    - ・上記の書類がない場合は、次のいずれかの書類を提出して下さい。
      - ※創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しまたは「法人設立・設置届出書」の写し(いずれも税務署の受付印があるもの)
      - ※直近の月末締め現金出納帳や売上帳・仕入帳、施設の賃貸借契約書(施設を借りて運営している場合)の写しなど、休業等の要請時点の営業実態が分かる資料
- (3) 飲食店営業に必要な許可を取得していること等が分かるもの(全店舗分) <飲食店のみ>
  - ・法令等が求める飲食店営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類(飲食店営業許可などの写し)
  - ※調理済のものを販売するなど「飲食店営業許可」等がない店舗の場合は、「標準税率(外食10%)」を適用していることが分かるレシートの写し等を添付
- (4) 業種・業態が確認できるもの(全店舗分。次のいずれかのもの) <飲食店のみ>
  - ・施設の宣伝チラシ、ホームページ及び広告の写し、外観(社名や店舗名入り)及び内景が分かる写真の写しなど
- (5) 休業・営業時間の短縮などが分かるもの(全店舗分) <飲食店のみ>
  - ・休業、夜間営業の自粛、営業時間の短縮、イートインの中止、店舗の座席レイアウトの変更が分かる書類
  - (例) 対象期間中に上記取組を行う(行った)ことが分かる店頭告知チラシ(掲示物)やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページ、DMの写しなど
  - ※施設の一部(一区画)の休業等を行った場合は、その状況が分かる資料(写真や見取り図等)。
- (6) 施設運営のきめ細やかな取組が分かるもの(全店舗分)
  - 申請書裏面の「休業等の要請期間中及びその後に継続して実施する感染リスクを低減する取組」にチェックを入れた項目の取組内容が確認できる書類
  - 【要請期間中に休業している店舗の場合】 <飲食店のみ>
    - 営業再開に向けて、感染リスクを低減する自主的な取組内容が記載された文書または店頭告

知チラシ（掲示物）、自社ホームページ、写真等の写しのいずれか

- ・ 既に行っていた取組で、営業再開後も継続して行う取組  
（例）席の間隔を間引きした店内の写真の写しなど
- ・ 営業再開後に新たに行う取組  
（例）営業再開時に向けて、店頭に掲げるために作成する掲示物の写しなど

【要請期間中に営業している店舗の場合】 <飲食店のみ>

休業等の要請期間開始時に行った、感染リスクを低減する自主的な取組内容が記載された文書または店頭告知チラシ（掲示物）、自社ホームページ、写真等の写しのいずれか

- （例）店頭、「感染予防のため従業員はマスクをして対応します。」等の内容が記載された掲示物を貼った写真の写しなど

【飲食店以外の商工業者】 <飲食店以外の商工業者>

感染リスクを低減する自主的な取組内容が記載された文書または店頭告知チラシ（掲示物）、自社ホームページ、写真等の写しのいずれか

(7) 減収の確認ができる書類 <飲食店以外の商工業者>

前年同月（同期）の対比が確認できる書類

- （例）損益計算書など

(8) 誓約書（別紙2） <全申請者共通>

(9) 通帳の写し <全申請者共通>

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かるページの写し

(10) 特記事項

- ・ (3) から (6) に関する証明となる詳細の資料についてはチェックリストの提出をもって添付を省略することができます。この場合、資料は申請者が責任をもって5年間保管してください。
- ・ 提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。